

喜多方市公共施設等総合管理計画



令和5年8月改定

喜 多 方 市

目 次

第1章 計画の目的等	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 これまでの取組との関連性	2
4 対象施設	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1 公共施設等の状況	3
（1）保有の状況	3
（2）老朽化の状況	6
（3）耐震化の状況	10
2 人口の見通し	11
3 財政の状況	12
（1）歳入の状況	12
（2）歳出の状況及び見通し	13
4 公共施設等に係る経費の見込み	14
（1）公共施設の更新等費用の推計	14
（2）インフラ施設の更新等費用の推計	15
（3）公共施設等全体の更新等費用の推計	16
5 人口減少に伴う住民一人当たりの将来負担経費の見込み	17
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	18
1 計画期間	18
2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策	18
3 現状や課題に関する基本認識	19
（1）人口推移の見通し	19
（2）公共施設等の老朽化等	19
（3）市町村合併に伴う施設機能の重複	19
（4）公共施設の保有面積	19
（5）財政の見通し及び公共施設等の更新	20
4 今後の基本的な方向性	20
（1）公共施設	20
（2）インフラ施設	20
5 目標の設定	20
（1）公共施設	20
（2）インフラ施設	21

6	公共施設等の管理に関する基本的考え方	21
(1)	点検・診断等の実施方針	21
(2)	維持管理・運営・修繕等の実施方針	22
(3)	安全確保の実施方針	22
(4)	耐震化の実施方針	22
(5)	ユニバーサルデザイン化の推進	22
(6)	長寿命化の実施方針	22
(7)	脱炭素化の推進方針	23
(8)	更新及び統合や廃止の推進方針	23
(9)	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 25

第5章 個別施設計画に基づく対策効果 28

(1)	対策効果を反映した経費の見込	28
(2)	対策による効果額	29

第6章 フォローアップの実施方針 30

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

本市は、住民ニーズや行政需要の高まりにより生活や社会経済活動の基盤として学校、市営住宅、公民館等の公共施設や道路、上水道、下水道等のインフラ施設等多岐に渡る施設整備を行ってきました。

そのうち、公共施設は、その多くが昭和40年代中頃から昭和50年代後半にかけて整備され、整備後40年を経過し、老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や建替え等の更新時期を一斉に迎えると見込まれています。

現在保有する公共施設等の更新等を現状規模のままで行くと多額の財源が必要となり財政運営に大きな負担となります。一方、施設等を更新せず放置すれば、安全性を確保できず利用者の安全かつ安心な施設利用等に大きな影響を及ぼす恐れがあり、公共施設等のあり方を含めその対応が急務となっています。

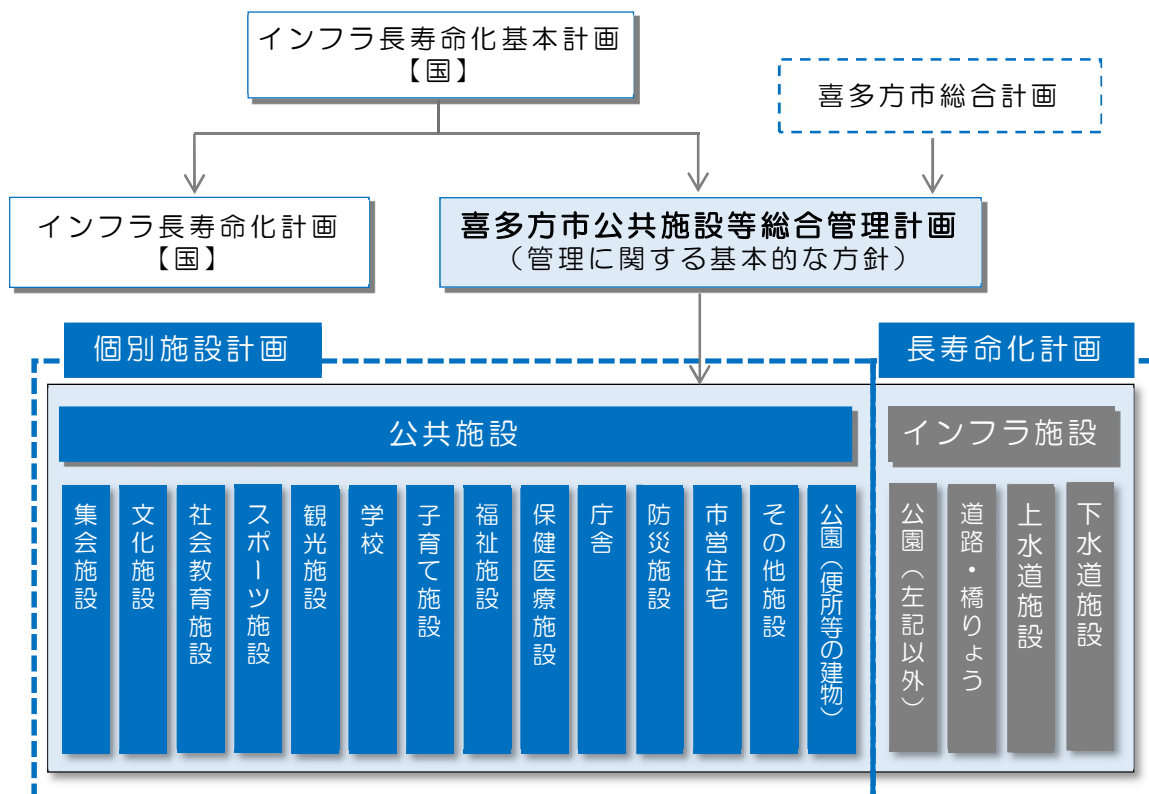
このため、厳しさを増す財政状況や急速に変化する社会経済情勢及び多様化する住民ニーズを踏まえ、長期的な視点での公共施設等の更新、集約化、長寿命化等を効率的かつ計画的に行うことにより安全かつ安心な施設の提供、住民サービスの維持、向上、将来の財政負担を軽減、平準化することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）、喜多方市行政改革大綱（平成27年度～28年度）に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化及び維持管理等、今後の本市公共施設のあり方についての基本的な方針として策定します。

また、令和2年5月に策定した公共施設等総合管理計画個別施設計画及び長寿命化計画の指針となるものです。

【計画体系図】



3 これまでの取組との関連性

市では、最上位計画である「喜多方市総合計画」に基づき公共施設の整備や改修等を進め、資産総量の適正化に取り組んできました。

また、平成 25 年度には、「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、建物の点検や修繕の実施に加え、改善により市営住宅の長寿命化を図っています。

一方、インフラ部門では、橋りょうについて、平成 24 年度に「喜多方市長寿命化修繕計画」を策定し計画的な維持修繕を実施しています。

本計画は、事業や部門において、個々に取り組まれてきた公共施設等の老朽化対策に関し、これまでの取組を踏まえ、市として総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

4 対象施設

本計画では、本市が所有する全ての公共施設及びインフラ施設を用途で分類し、下記のとおりとします。

施設分類	用 途 分 類	
公 共 施 設	集会施設 文化施設 社会教育施設 スポーツ施設 観光施設 学校 子育て施設 福祉施設 保健医療施設 庁舎 防災施設 市営住宅 その他施設 公園（便所等の建物）	14 分類
インフラ施設	公園（建物以外） 道路・橋りょう 上水道施設 下水道施設	4 分類

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 保有の状況

① 公共施設

本市の令和4年度末時点における公共施設は528施設、保有面積(延床面積)は約30万5千㎡です。

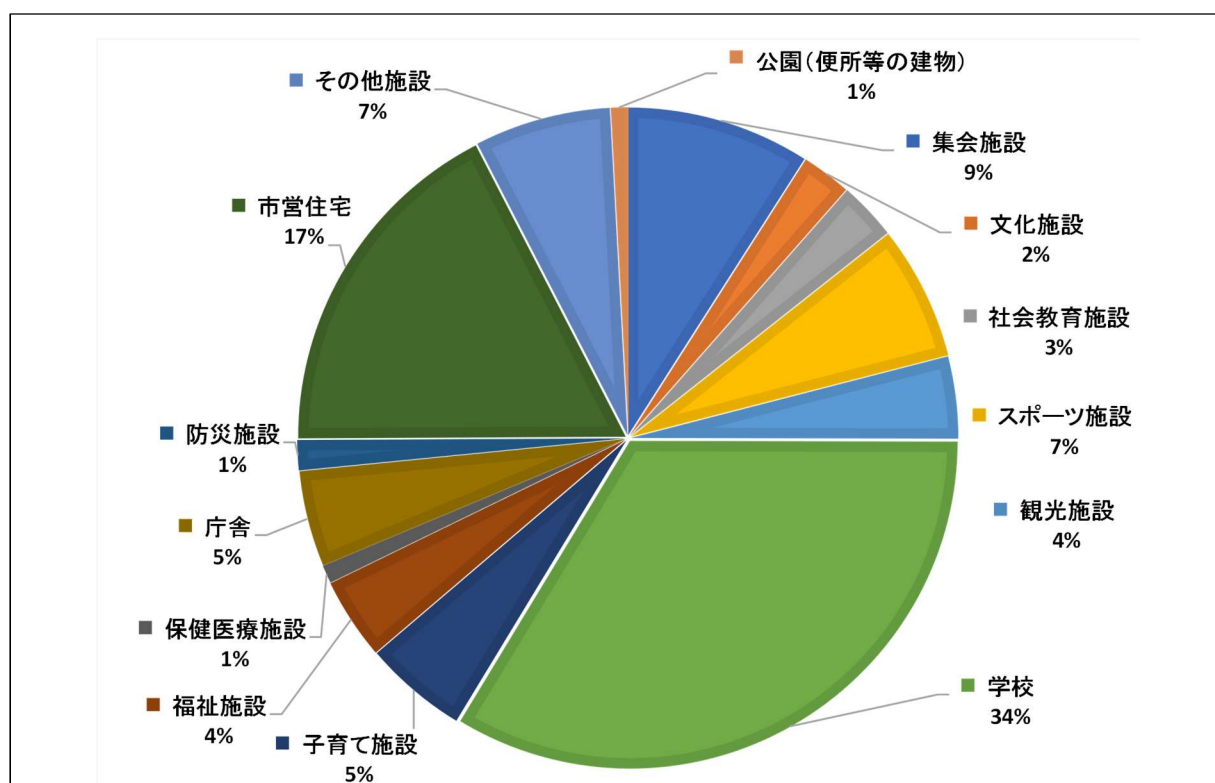
内訳としては、学校が最も多く全体の33.6%、続いて市営住宅が17.5%を占めており、合わせると全体の半数以上を占める状況です。

◆ 用途分類別資産状況（公共施設） ◆

用途分類	主な施設	施設数	保有面積(㎡)	割合
1 集会施設	公民館、地区集会所 等	90	27,589.94	9.1%
2 文化施設	喜多方プラザ、厚生会館	2	7,497.69	2.5%
3 社会教育施設	図書館、美術館、カイギョウランドたかさと 等	12	8,764.22	2.9%
4 スポーツ施設	押切川公園体育館、押切川公園野球場、市民プール 等	17	20,237.73	6.6%
5 観光施設	喜多方蔵の里、喜多の郷 等	17	12,319.16	4.0%
6 学校	小学校、中学校、共同調理場・給食センター	28	102,665.13	33.6%
7 子育て施設	こども園、保育所、児童館 等	26	15,547.13	5.1%
8 福祉施設	福祉センター、高齢者生産活動センター、デイサービスセンター 等	7	12,318.41	4.0%
9 保健医療施設	保健センター、地域・家庭医療センター、診療所	4	2,751.20	0.9%
10 庁舎	本庁舎、総合支所庁舎、出張所	6	14,444.25	4.7%
11 防災施設	消防ポンプ庫、水防倉庫 等	193	4,543.26	1.5%
12 市営住宅	市営住宅	21	53,442.17	17.5%
13 その他施設	排水機場、車庫、自転車置場、普通財産 等	81	20,480.10	6.7%
14 公園（便所等の建物）	御清水公園 等	24	2,618.95	0.9%
合 計		528	305,219.34	100.0%

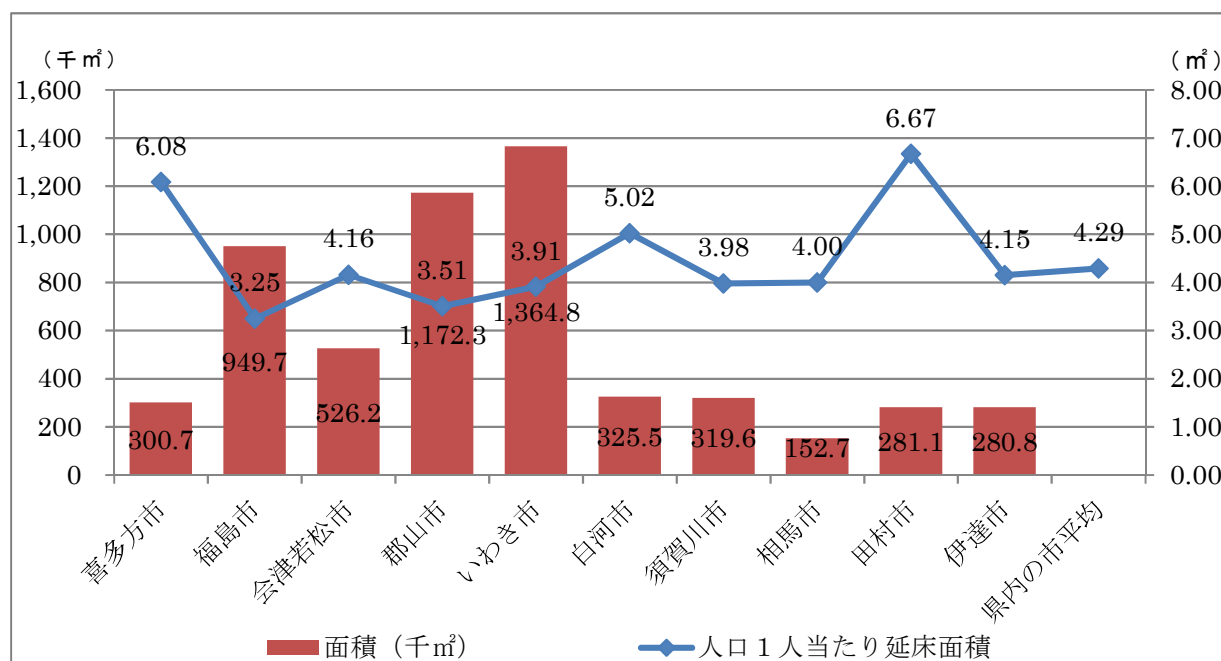
※財産に関する調（令和4年度末）

★ 用途分類別建物保有割合（保有面積）★



平成 27 年度の資産調査結果及び国勢調査の人口による本市の 1 人当たりの公共施設の保有面積は 6.08 m²で、福島県内に所在する市の平均に比べ多い状況です。

★ 公共施設の保有状況（福島県内の各市等との比較）★



※喜多方市は総合計画策定時（平成 27 年度末）の保有面積、その他の市の数値は、
出典：東洋大学 PPP 研究センター「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」
（平成 24 年 1 月公表）

② インフラ施設

本市のインフラ施設は、公園、道路、橋りょう、トンネル、上水道及び下水道があります。

◆ 用途分類別資産状況（インフラ施設） ◆

用途分類	主な施設	保有面積等		
公園	都市公園等（建物以外）	37 施設		442,622.71 m ²
道路	市道	2,155 路線		1,033,331m
	農道	530 路線		229,461m
	林道	66 路線		215,391.3m
橋りょう	市道	389 橋		5,600m
	農道	1 橋		16m
	林道	30 橋		1,174m
トンネル	市道	1 本		175m
	農道	0 本		0m
	林道	1 本		878m
上水道施設	上水道に係る浄水場、ポンプ施設及び配水管等	施設数	96	6,945.67 m ²
		管 路	—	645,816m
下水道施設	公共下水道、農業集落排水に係る浄化センター等施設及び排水管等	施設数	19	6,732.67 m ²
		管 路	—	227,582m

※財産に関する調（令和4年度末）

※資産調査（令和4年度末）

※橋りょう延長は、道路延長にも含む。（橋りょう延長分重複）

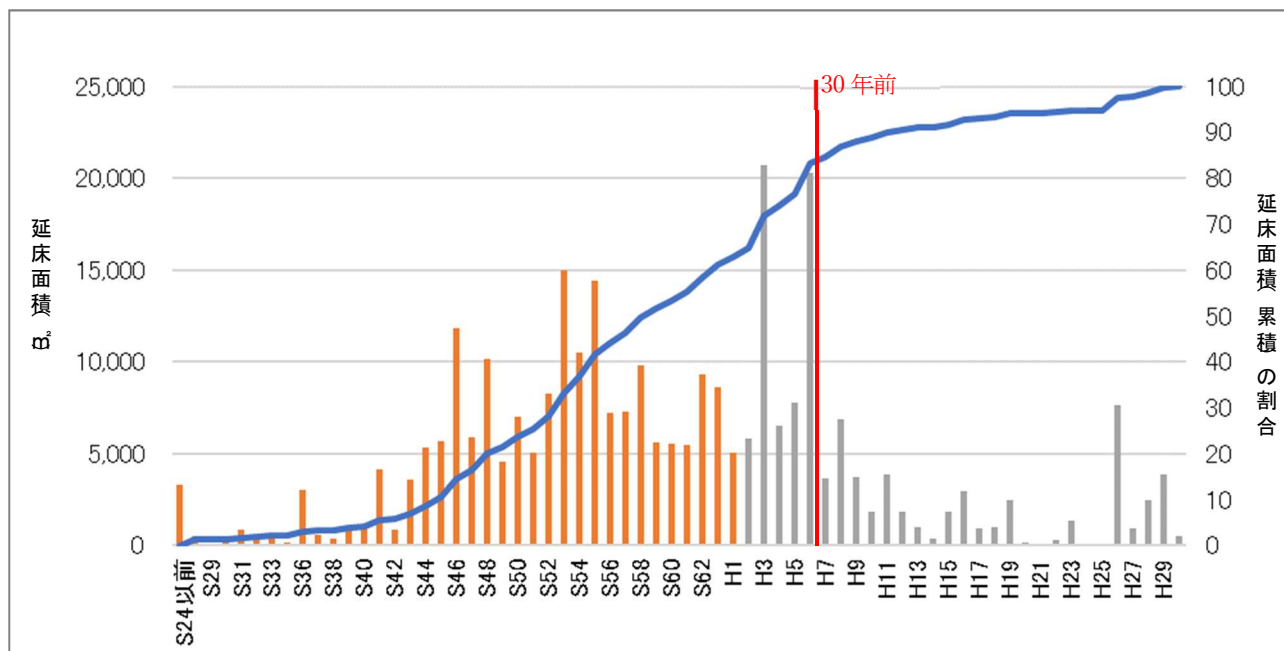
(2) 老朽化の状況

① 公共施設

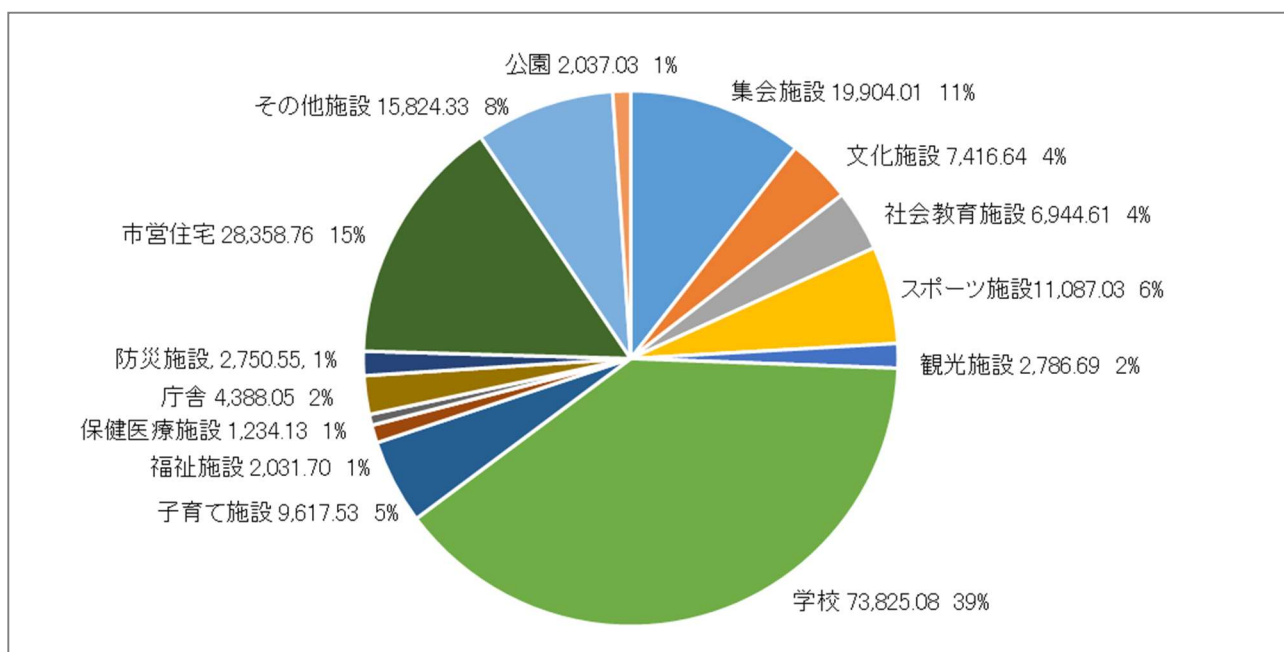
令和元年度末時点において、公共施設全体の、延床面積の約 60% 超に相当する建物が整備されてから 30 年以上経過しています。

内訳をみると、学校が全体の約 39% と多く、次いで市営住宅が約 15%、集会施設が約 11% と多くなっています。

★ 公共施設の建築年別の整備状況（延床面積ベース） ★



★ 建築後 30 年以上経過した建物の内訳（延床面積ベース） ★

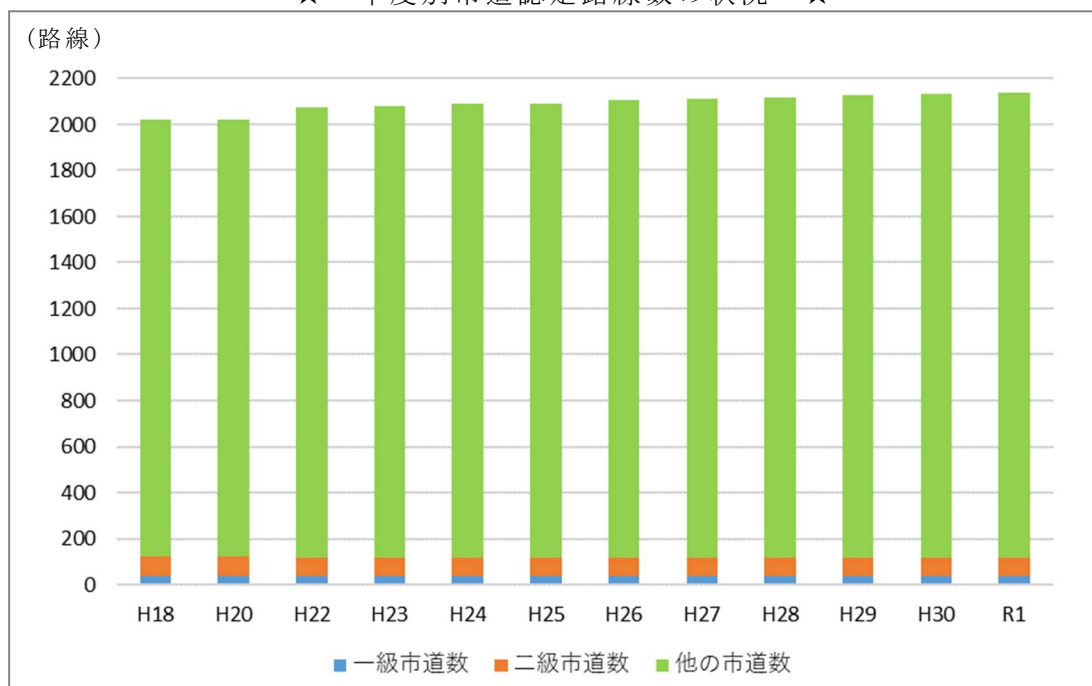


② 道路

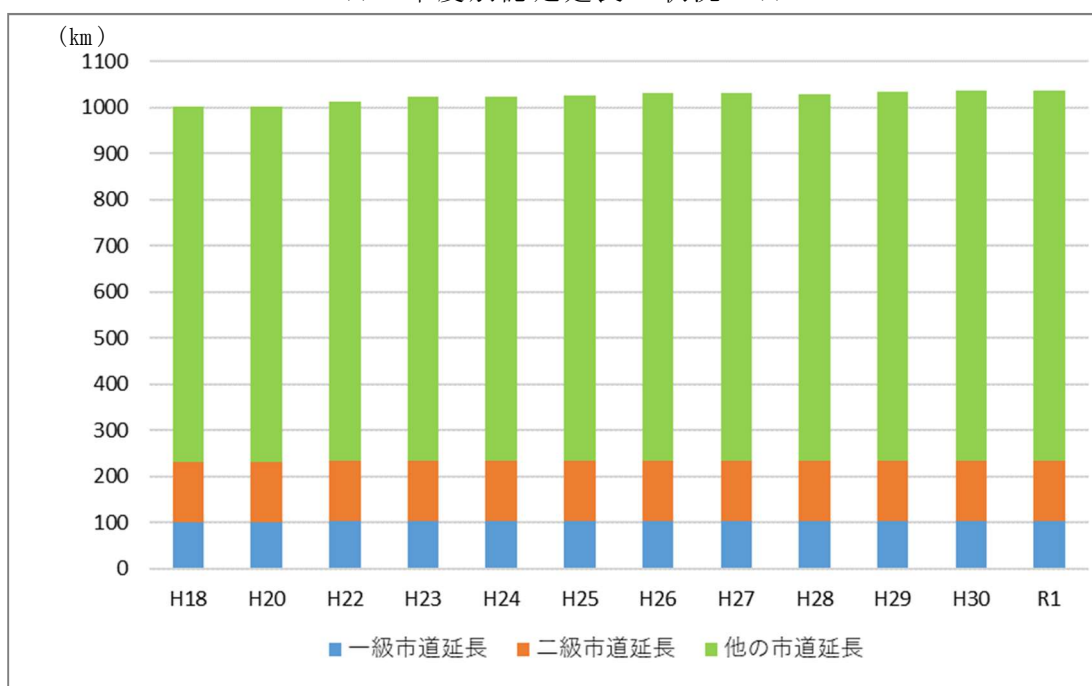
市道は、2,155 路線、約 1,033 kmありますが、路線毎の経過年数の把握は難しい状況となっています。

平成 18 年度には、現認定路線の 95%にあたる 2,010 路線 997 kmが市道認定されており、既に 17 年を経過していることから、全体的に老朽化が進むことが見込まれます。

★ 年度別市道認定路線数の状況 ★



★ 年度別認定延長の状況 ★



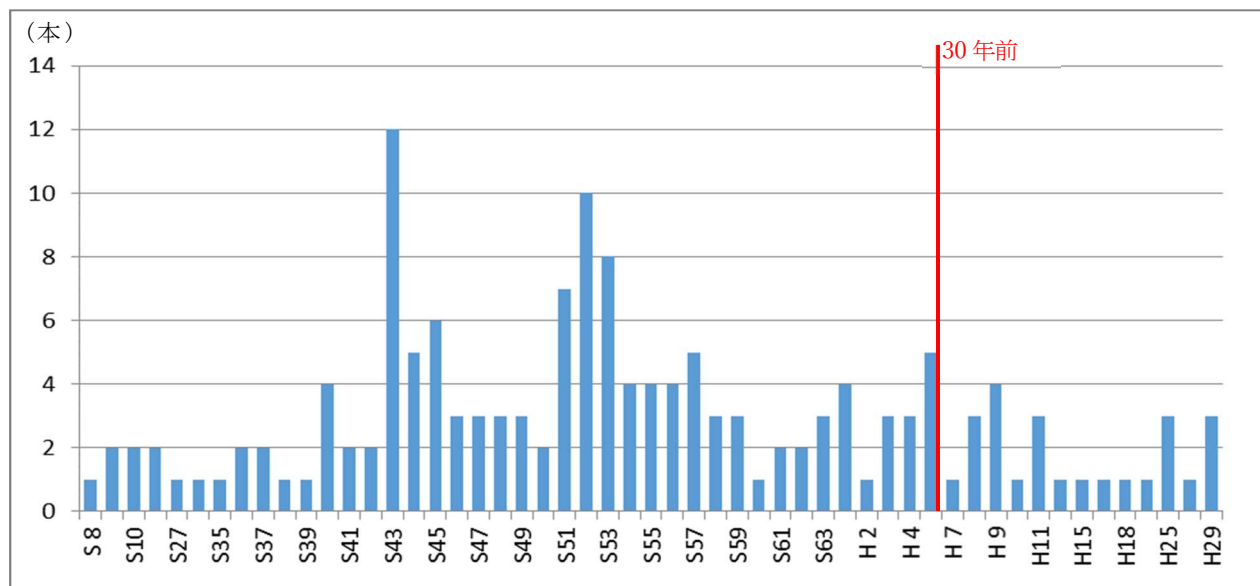
出典 平成 18 年度～令和元年度：統計きたかた

③ 橋りょう

橋りょうは、令和元年度末時点において、建設年度が判明している 157 橋のうち、77.7%にあたる 122 橋が整備から 30 年を経過した状況となっています。

令和 10 年度末には全体の 93.01%が 30 年を経過し老朽化が更に進むことが見込まれます。

★ 橋りょう年別整備状況 ★

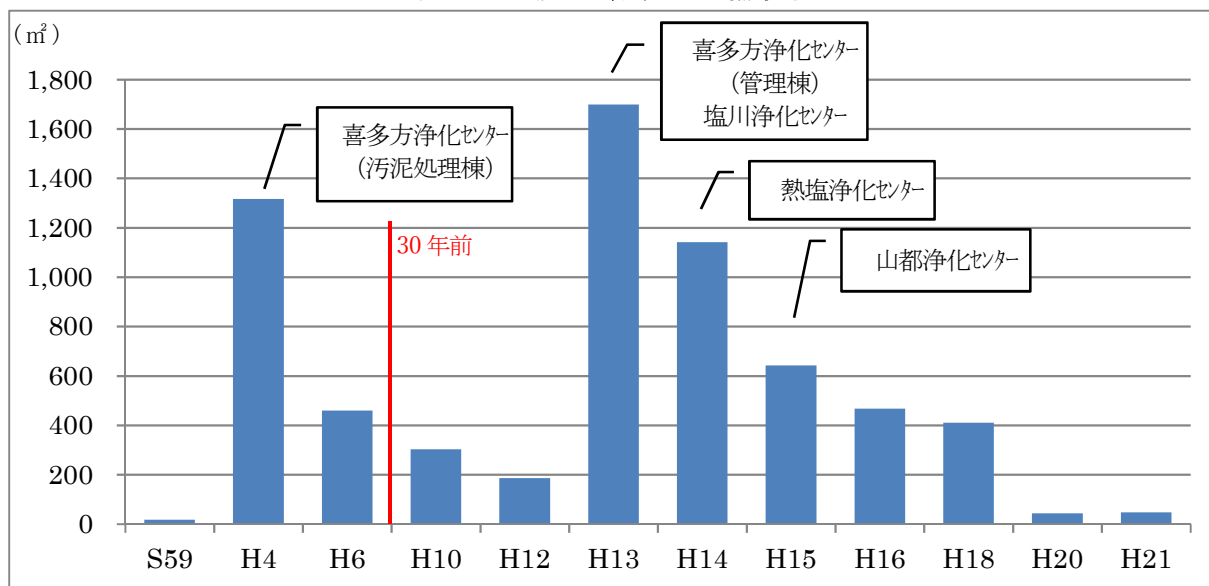


⑤ 下水道施設

下水道施設の建物で整備後 30 年を経過しているものは、令和元年度末時点において、全体の 0.3% となっています。

令和 10 年度末には、全体の 26.7% が 30 年を経過し、徐々に老朽化が進むことが見込まれます。

★ 下水道施設建築年別整備状況 ★



★ 有形固定資産減価償却率 ★

市が保有する施設等が、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができます（割合が大きいほど老朽化が進んでいるものと判断されます）。

	平成 28 年度決算	平成 29 年度決算	平成 30 年度決算	令和元年度決算
有形固定資産 減価償却率	37.4%	38.5%	40.4%	41.9%

	令和 2 年度決算	令和 3 年度決算
有形固定資産 減価償却率	40.7%	42.4%

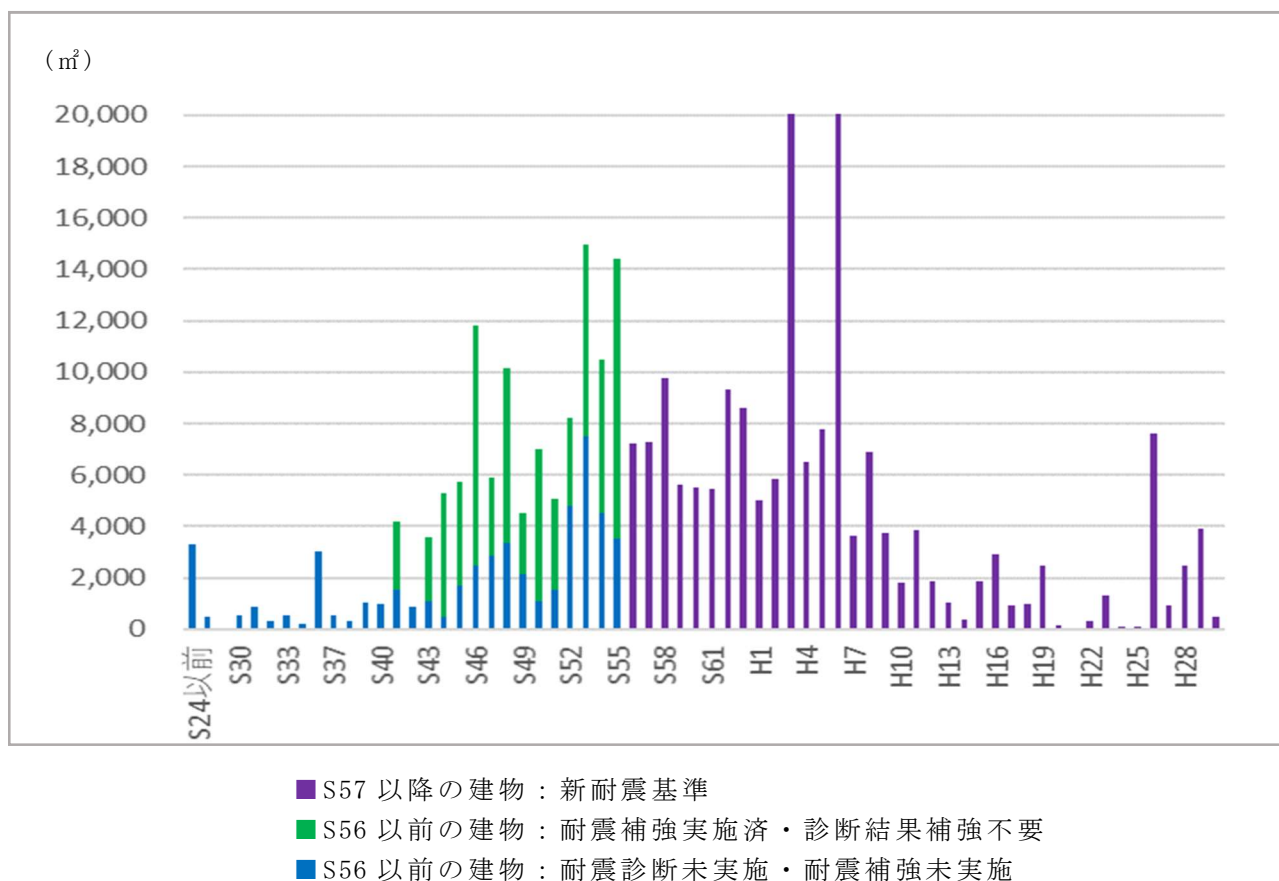
出典 統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類

(3) 耐震化の状況

本市の公共施設等の建物については、令和元年度末時点において、全体の41.6%が昭和55年度以前に建築されています。

昭和55年度以前に建築された建物のうち、約半数(48.0%)では、耐震性能の診断を実施しており、耐震補強等の耐震化が進んでいますが、残りについては、耐震性能の確認ができていない状況です。

★ 建築年度別耐震化等状況（保有面積） ★



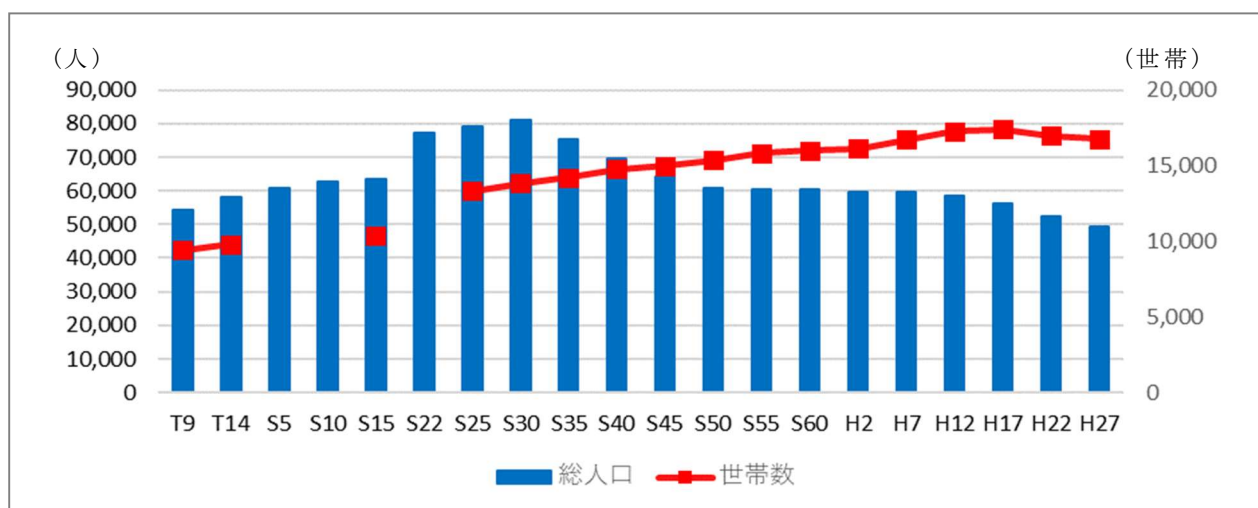
2 人口の見通し

本市の人口見通しについて、喜多方市長期人口ビジョンでは、出生率の上昇や人口流出の削減等各種施策の実施により令和 47 年の目標人口を 29,536 人としています。これは国勢調査（平成 27 年）時点の人口 49,377 人の 59.8%（減少率 40.2%）となります。

人口構成別に見ると、老年人口（65 歳以上）と年少人口（0 歳～14 歳）は緩やかな減少であるのに対し、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は急激な減少が見込まれています。

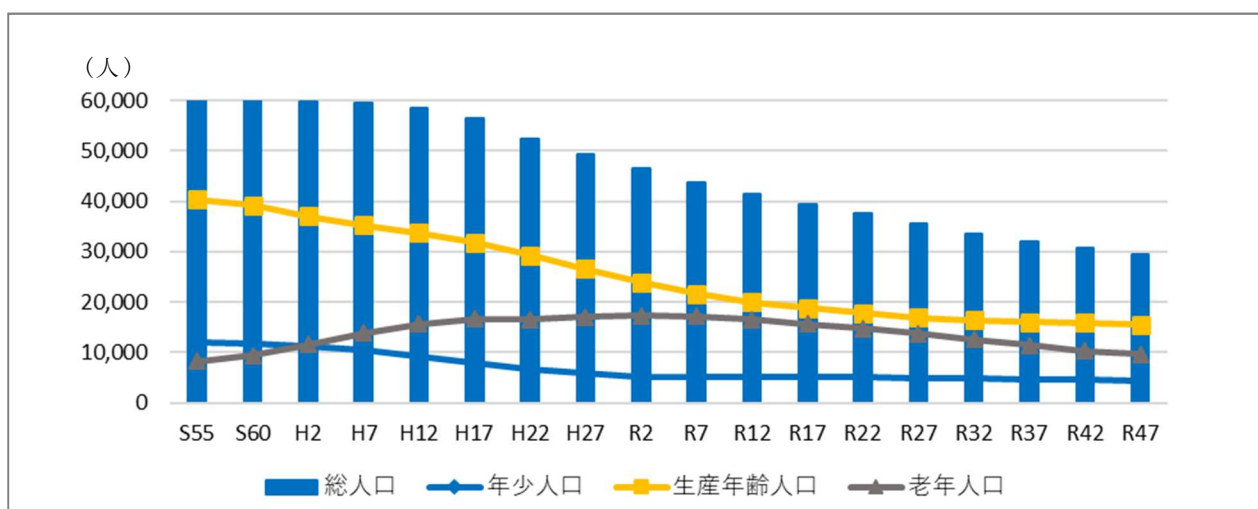
このことから、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少による歳入の減少、高齢化による扶助費の高止まり及び少子高齢化による住民ニーズの変化等が予想されます。

★ 総人口の推移 ★



出典 統計きたかた

★ 総人口の推移と将来展望人口（3区分別） ★



出典 喜多方市長期人口ビジョン第 2 版（令和元年 12 月）

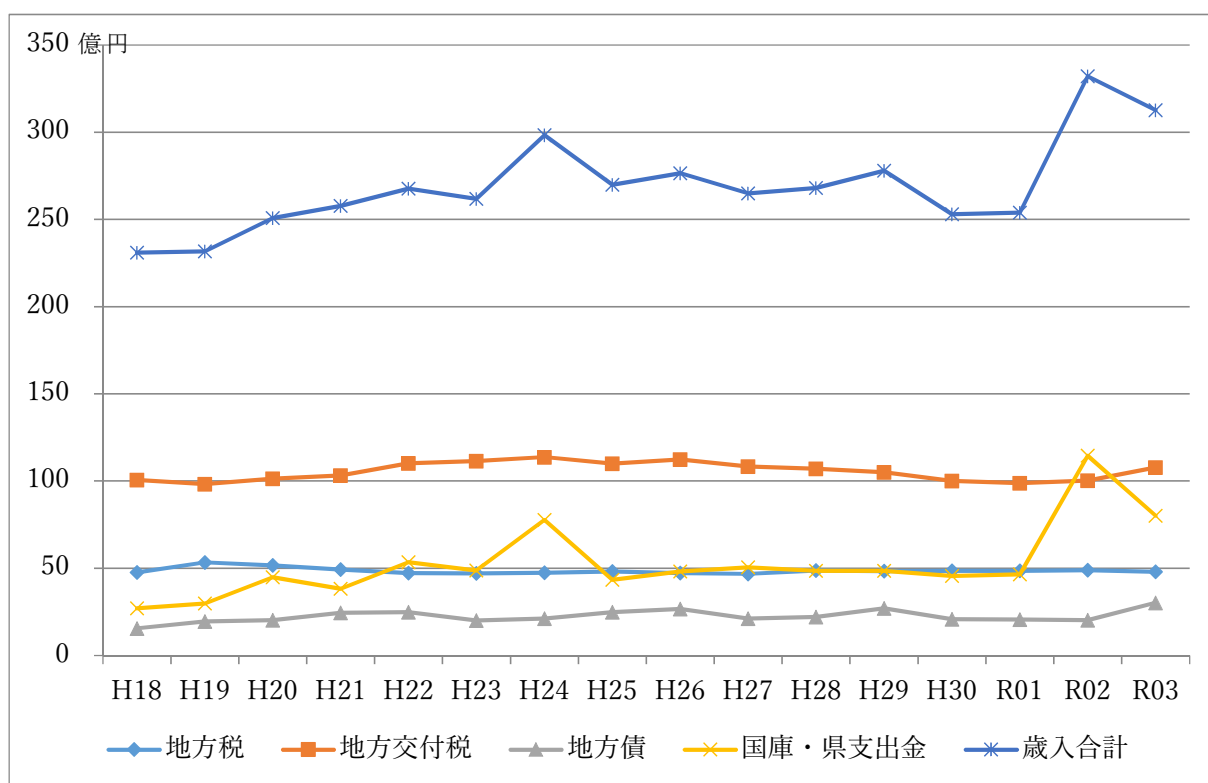
3 財政の状況

(1) 歳入の状況

歳入合計については、平成 18 年度と比較し若干の増加傾向ですが、これは、国や県からの支出金及び地方債の増加が主な要因です。

歳入の根幹となる地方交付税と地方税については、若干の増加から横ばいで推移していますが、長期的には合併算定替による地方交付税交付金の縮減や生産年齢人口等の減少が見込まれることから増加は見込めない状況です。

★ 歳入決算額の推移（普通会計） ★

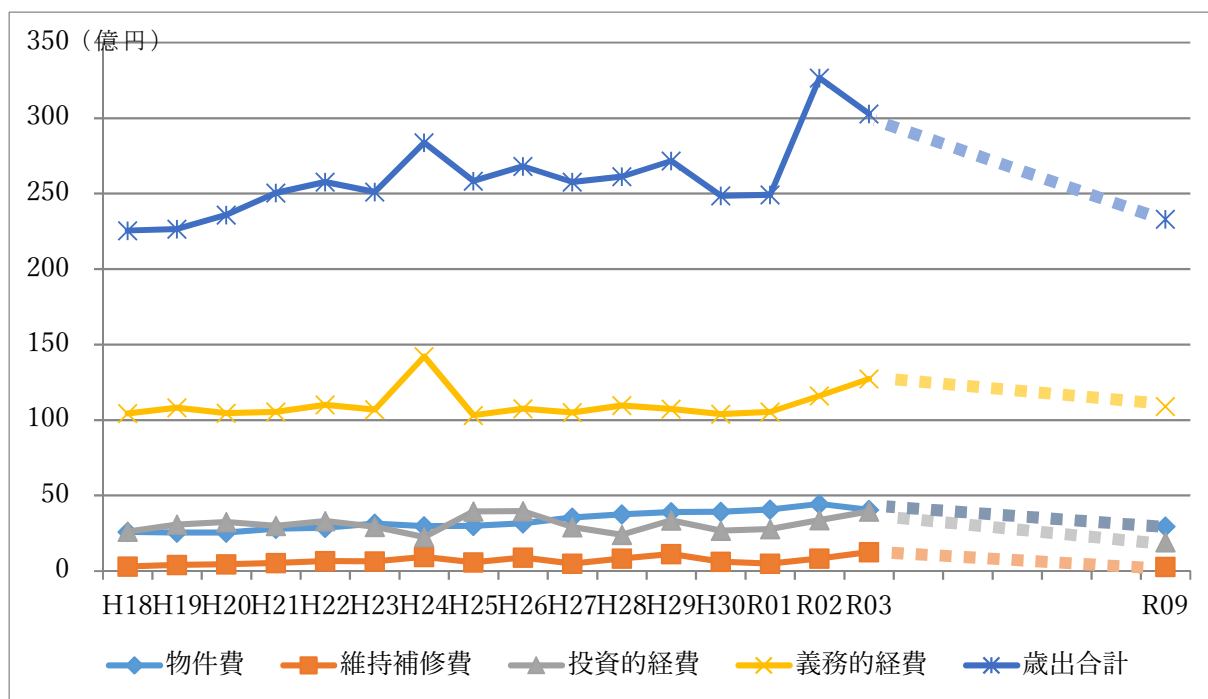


(2) 歳出の状況及び見通し

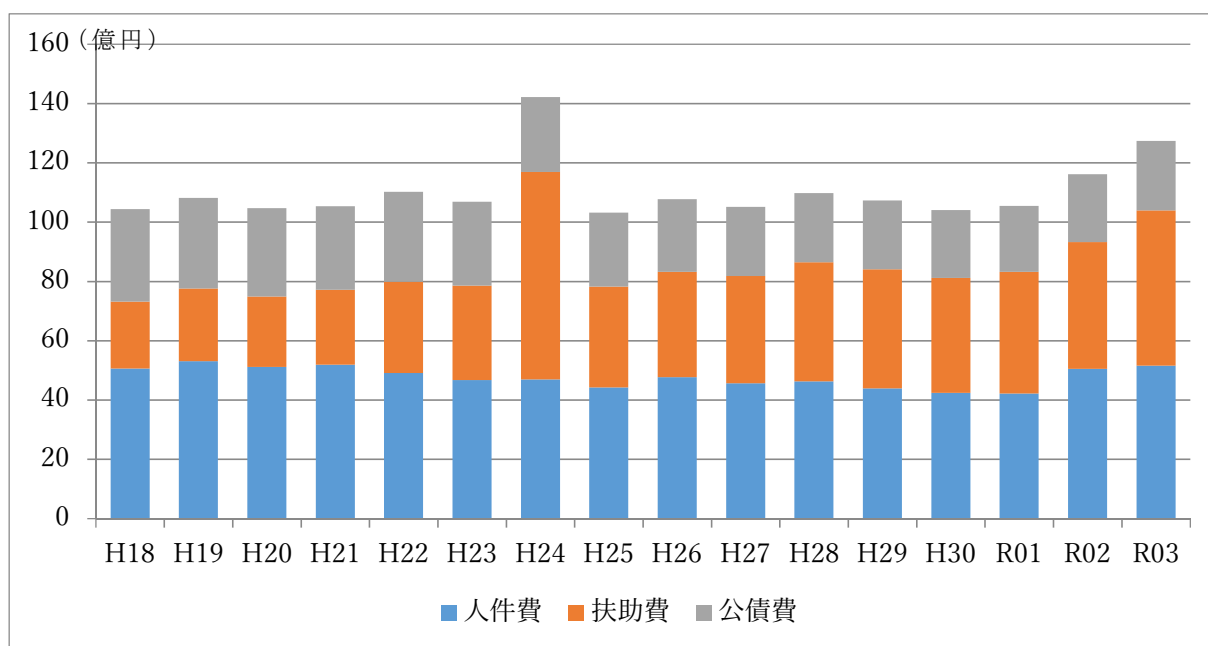
歳出合計については、平成 18 年度と比較し若干の増加傾向ですが、これは、維持補修費や庁舎建設等投資的経費、新型コロナウイルス感染症対策経費等の増加が主な要因です。また、義務的経費については、人件費と公債費は減少しているものの扶助費が増加している状況です。

喜多方市中期財政計画（令和 5 年度～令和 9 年度）では、令和 9 年度の歳出総額を約 238 億円、公共施設等の建設事業に充てられる投資的経費を約 19 億円と見込んでいます。

★ 歳出決算額の推移及び見通し（普通会計） ★



★ 義務的経費の推移（普通会計） ★



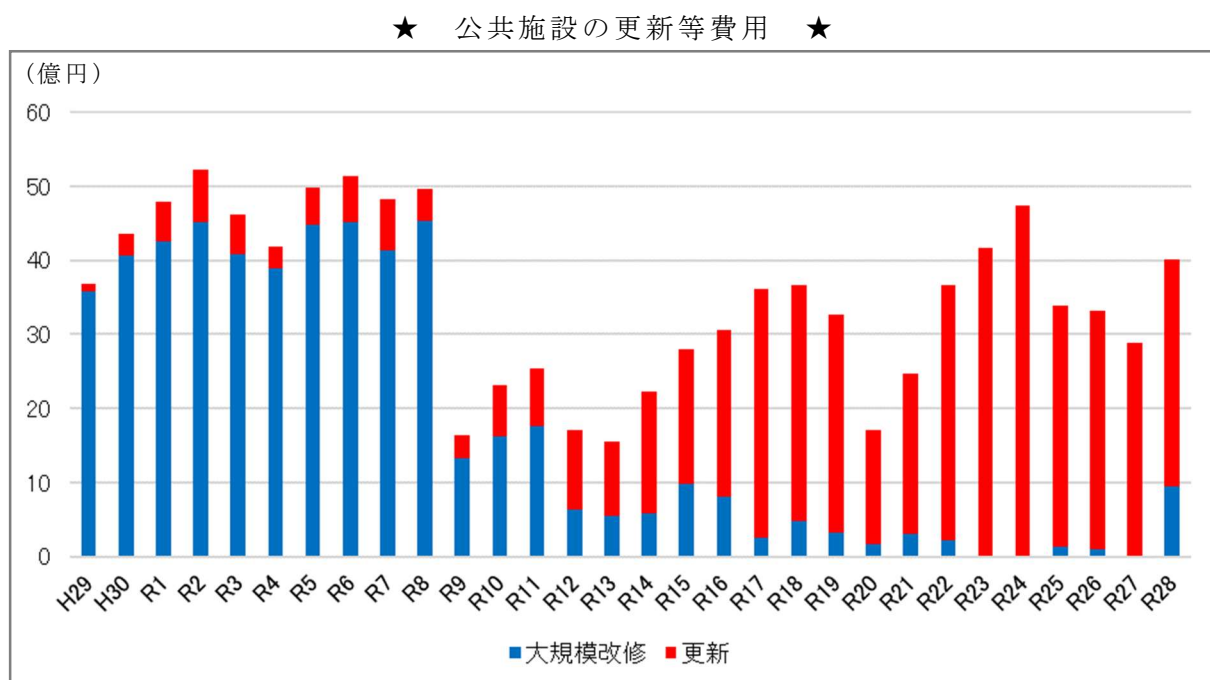
4 公共施設等に係る経費の見込み

(1) 公共施設の更新等費用の推計

保有する公共施設の更新等費用について、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省公表）により令和元年度末時点の面積と同面積で建築後30年で大規模改修、60年で建替えを行うと仮定し試算すると、今後30年間で約1,054億円、年平均約35億円必要になると見込まれます。

この金額は、既存施設に係る経費のみにも関わらず、平成26年から平成30年の過去5年間ににおける公共施設に係る投資的経費（新規整備分、用地取得分を含む。）の年平均約18.9億円の約1.9倍になり、現行の施設を維持し続けるだけでも年平均16億円以上の経費が不足する見込みです。

また、年度別更新等費用については、未実施の大規模改修（積み残し分）を期間当初に実施するため、令和8年度頃までの一時期に多額の経費を必要とします。



※ 公共施設のほか、公園に係る建物を含む。

◆ 試算の方法 ◆

現在の公共施設等を下記の更新等期間経過後に同面積で更新すると仮定し試算。

公共施設等の面積・延長等数量に更新単価を乗じ更新費用を試算。

◆ 更新等期間 ◆

公共施設（上水道施設・下水道施設に係る建物を含む）	60年で建替え（30年で大規模改修）
道	15年で舗装部分の更新（打換え）
橋りょう	60年で架替え
上水道管	40年で更新
下水道管	50年で更新

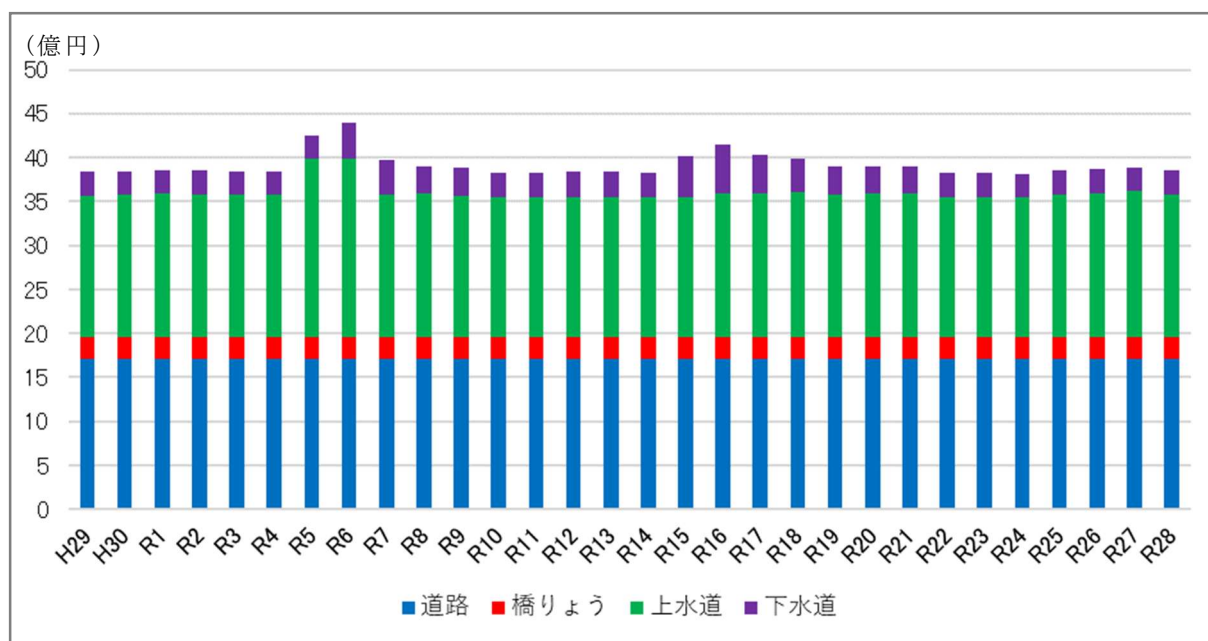
(2) インフラ施設の更新等費用の推計

インフラ施設（公園を除く）の更新等費用について、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省公表）により更新期間経過後に同規模で改修すると仮定し試算すると、平成 29 年から令和 28 年までに約 1,174 億円、年平均約 39 億円必要になると見込まれます。

この金額は、既存施設に係る経費のみにも関わらず、平成 26 年から平成 30 年の過去 5 年間におけるインフラ施設（公園を除く）に係る投資的経費（新規整備分、用地取得分を含む。）の年平均約 16.5 億円の約 2.4 倍になります。

また、年度別更新等費用については、上水道、下水道の施設更新が令和 6 年度にピークに達し、インフラ施設全体で約 44 億円が必要になると見込まれます。

★ インフラ施設の更新等費用 ★

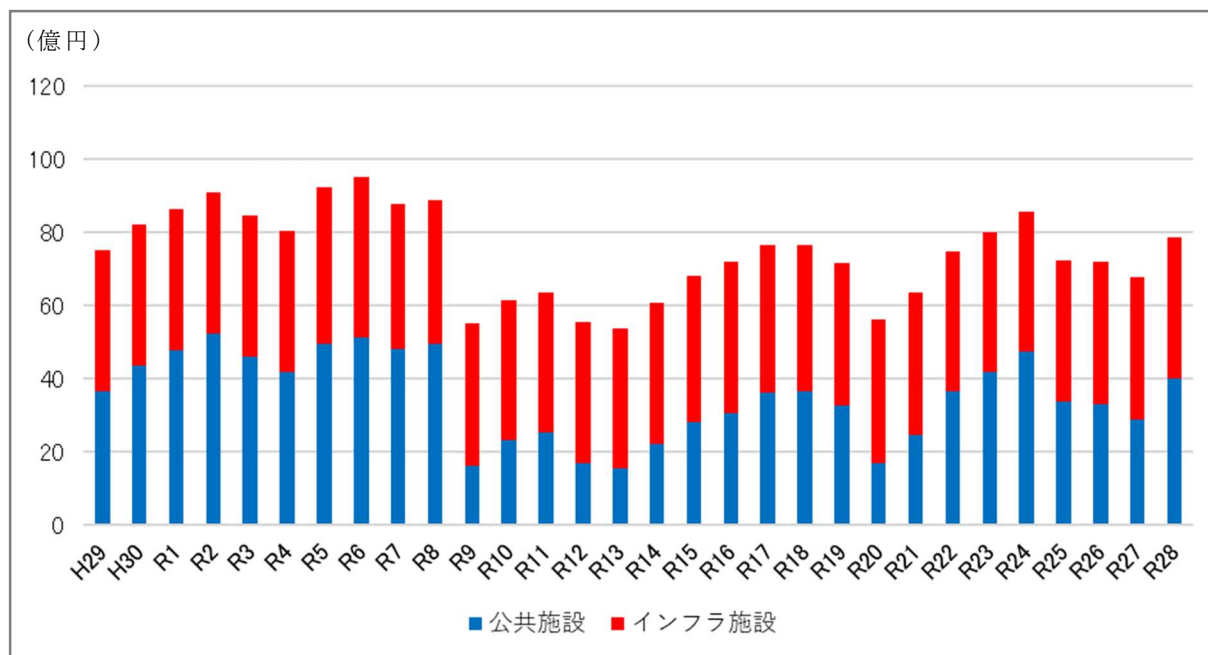


(3) 公共施設等全体の更新等費用の推計

公共施設とインフラ施設を合わせた全体の更新等費用については、平成 29 年から令和 28 年までに約 2,228 億円、年平均約 74 億円と推計されます。

この金額は、既存施設に係る経費のみにも関わらず、平成 26 年から平成 30 年の過去 5 年間における公共施設とインフラ施設に係る投資的経費（新規整備分、用地取得分を含む。）の年平均約 35.4 億円の約 2.1 倍になります。

★ 公共施設等全体の更新等費用 ★



5 人口減少に伴う住民一人当たりの将来負担経費の見込み

本市の公共施設に係る投資的経費は、平成 22 年から平成 26 年の過去 5 年間の平均で約 18.9 億円であり、住民一人当たり 38,234 円です。

保有する全ての施設を維持更新した場合、更新等費用や人口の見通しを考慮すると、令和 27 年には 98,923 円となり平成 27 年の約 2.6 倍となる見込みです。

インフラ施設については、平成 22 年から平成 26 年の過去 5 年間の投資的経費の平均が住民一人当たり 33,416 円ですが、30 年後には 109,915 円となり大幅な負担の増加が見込まれます。

★ 将来負担の推計 ★

		平成 27 年		令和 27 年 (30 年後の推計)		比較 (b) / (a)
人 口		49,377 人		35,482 人		
		更新等費用	1 人当たり 経費 (a)	更新等費用	1 人当たり 経費 (b)	
公 共 施 設		18.9 億円	38,277 円	35.1 億円	98,923 円	2.58
イン フラ 施 設	道 路	5.5 億円	11,139 円	17.0 億円	47,912 円	4.30
	橋 り ょ う	0.1 億円	203 円	2.5 億円	7,046 円	34.71
	上 水 道	5.5 億円	11,139 円	16.4 億円	46,221 円	4.15
	下 水 道	5.4 億円	10,936 円	3.1 億円	8,737 円	0.80
	小 計	16.5 億円	33,416 円	39.0 億円	109,915 円	3.29
合 計		35.4 億円	71,693 円	74.1 億円	208,838 円	2.91

※「平成 27 年」の金額は、平成 22 年から平成 26 年の過去 5 年間の既存施設、新規施設及び用地取得分の平均額

※「令和 27 年」の金額は、公共施設等更新費用資産ソフト（総務省公表）による今後 30 年間の既存施設に係る更新等費用の平均額（下水道については整備年が不明な施設を除いたため試算結果が過小となっています。）

※「令和 27 年」の人口は、喜多方市長期人口ビジョン第 2 版により見直し

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

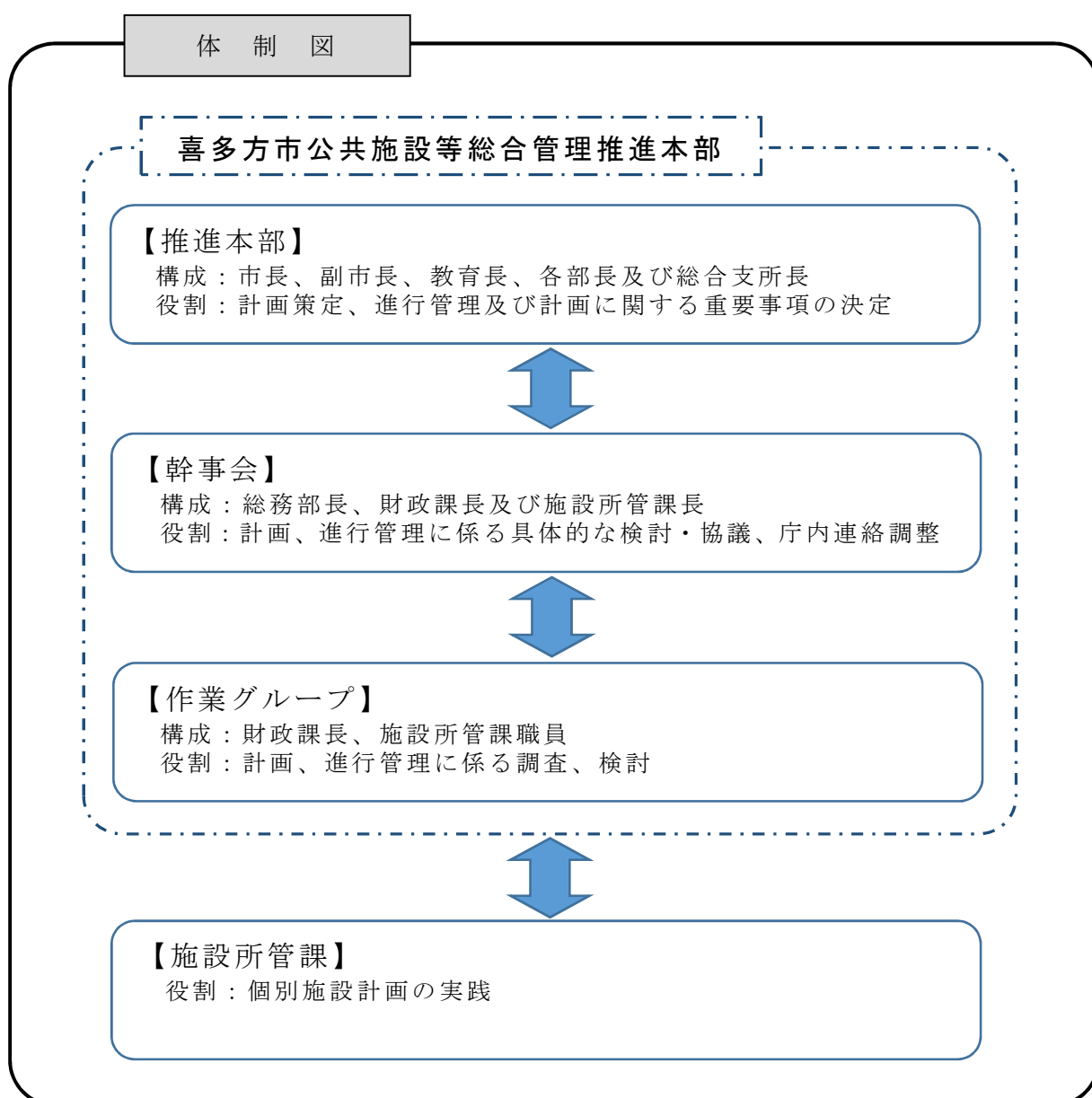
1 計画期間

公共施設等の整備・改修等が長期間に及ぶことや長期人口ビジョン等将来人口推計を踏まえるため、2017年度（平成29年度）から2046年度（令和28年度）までの30年間とします。

2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等マネジメントを継続的に推進するため、各施設所管課が連携すると共に、全庁的な推進体制を構築します。

また、公共施設に係る情報は、公会計に係る固定資産台帳の整備に併せ管理手法を検討し、庁内での情報共有を図ります。



3 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口推移の見通し

本市の人口は、1955 年（昭和 30 年）に 81,257 人（国勢調査時）を記録して以降、年々減少しており、2015 年（平成 27 年）国勢調査では 49,377 人にまで減少しています。

喜多方市長期人口ビジョンによると人口減少傾向は今後も続くことが予想されており、2065 年（令和 47 年）の目標人口は 29,536 人としています。

人口構成別に見ると、各世代共に減少傾向にあります。特に生産年齢人口（15 歳～64 歳）が急激に減少すると推計されております。

人口構成の変化や人口減少による未利用施設の発生が懸念される等公共施設のニーズや利用形態の変化が想定されます。

また、インフラ施設においては、対象人口の減少による供給量等需要の変化が想定されます。

このことから、状況の変化に合わせ既存施設の活用方法の見直しや施設規模等の検討等を的確に行い、住民ニーズに対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化等

本市の公共施設の整備状況を見ると、昭和 40 年代中頃から昭和 50 年代後半にかけて整備された学校や市営住宅を中心に老朽化が進んでおり、令和元年度末時点において、保有面積全体の 52.5%が施設整備から 30 年を経過しています。

令和 10 年度末には保有面積全体の 79.2%が施設整備から 30 年を経過することになります。

また、インフラ施設の多くについても令和 10 年度までの間に整備から 30 年を経過することになります。

そのため、施設の老朽化・耐震化等の対策は、施設機能維持の観点から喫緊の課題であり、住民ニーズ等を含め施設自体の必要性や施設規模等を検討する必要があります。

(3) 市町村合併に伴う施設機能の重複

本市は、平成 18 年 1 月に、旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧塩川町、旧山都町、旧高郷村の 1 市 2 町 2 村が合併し誕生しました。各旧市町村内には、生活や社会経済活動の基盤及び地域振興等を目的として建設された多数の施設がありますが、合併により機能が重複する施設が存在しており、今後は、そのすべてを維持するのではなく利用状況等住民ニーズに対応した施設の選択や施設の利活用の見直し等、重複解消の検討を行う必要があります。

(4) 公共施設の保有面積

本市の公共施設の保有面積は、約 30 万 m^2 、人口 1 人当たり 6.08 m^2 の資産を保有しています。（平成 27 年度の資産調査結果及び国勢調査の人口による本市の 1 人当たりの公共施設の保有面積）

これは、県内の他市の 1 人当たりの保有面積の平均 4.29 m² に比べ約 30% 多い状況となっています。

そのため、全体的な必要機能や施設規模の見直しを行い、総量の適正化を進める必要があります。

(5) 財政の見通し及び公共施設等の更新

本市の平成 26 年度から平成 30 年度の財政規模は、約 270 億円で推移しているところですが、歳入においては、平成 28 年度より合併算定替による地方交付税交付金が段階的に縮減され、歳出においては、人口構成の変化や高齢化等による扶助費等の高止まりが見込まれます。

そのため、現在保有する全ての施設を維持するための更新等費用の確保は困難な状況です。

これからの施設維持においては、あらゆる面からコスト縮減を検討し、費用の平準化に努める必要があります。

そのためには、点検・診断を的確に行い、把握した損傷等の状況を踏まえ、住民ニーズは元より緊急性や費用対効果を含め公共施設等資産全体を見渡した必要性や施設規模等を検討し、計画的に実施する必要があります。

4 今後の基本的な方向性

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、今後の基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 公共施設

公共施設の適正な維持管理の実施による長寿命化対策等ライフサイクルコストの縮減や民間活力の活用による運営経費の縮減等あらゆる面からコストの縮減を目指します。

また、施設保有面積については、市町村合併に伴う機能重複施設の存在等により県内他市と人口 1 人当たりの保有面積で比較して多い状況であるため、住民ニーズに対応する施設の選択や活用方法の検討、更新時における複合化等、施設総量の適正化を進めます。

(2) インフラ施設

インフラ施設の適正な維持管理の実施による長寿命化対策等ライフサイクルコストの縮減や民間活力の導入による質の高いサービスの提供を目指します。

また、人口推移の見通しや社会情勢の変化等を踏まえ施設総量適正化の検討を進めます。

5 目標の設定

今後の基本的な方向性を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

(1) 公共施設

① 適正な維持管理の推進

日々の点検等を強化し点検結果を踏まえ中長期的な改修等維持管理計画を策定し、公共施設の安全性を確保するとともに改修・更新コストの縮減及び歳出予算の平準化を行います。

② 民間活力導入の検討及び推進

公共施設の運営、維持管理及び更新等について、民間事業者等の資金や経営等技術能力を活用した質の高いサービスの提供や運営経費の縮減のため、P P Pの導入を積極的に検討します。

※PPP（「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。PFIや指定管理者制度はPPPの代表的手法

③ 総量の適正化

更新費用の財源不足は、施設総量の適正化のみで補うことはできませんが、可能な限り行う必要があります。

計画終期（令和28年度）の目標とする総量については、人口1人当たりの施設保有面積に着目し、福島県内の他市の1人当たりの保有面積の平均を目標に設定します。

目標とする総量（保有面積）： 212,000 m ²

※目標設定根拠※

喜多方市人口（H27国勢調査）	49,377人
喜多方市人口1人当たり施設保有面積	6.08 m ²
福島県内他市の人口1人当たり施設保有面積の平均	4.29 m ²
目標とする総量	$49,377人 \times 4.29 m^2 = 211,827.33 m^2 \div 212,000 m^2$

(2) インフラ施設

① 適正な維持管理の推進

日々の点検等を強化し点検結果を踏まえ中長期的な改修等維持管理計画を策定し、施設の安全性を確保するとともに改修・更新コストの縮減及び歳出予算の平準化を行います。

② 民間活力導入の検討及び推進

施設の管理運営について、民間事業者等の技術能力を活用した質の高いサービスを提供するためP P Pの導入を積極的に検討します。

③ 総量の見直し検討

ライフラインの確保を最優先にしながら、社会情勢の変化や利用状況、住民ニーズを踏まえ、施設の集約化等総量の見直し検討を適時行います。

6 公共施設等の管理に関する基本的考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

施設等の損傷や腐食及び経年劣化による破損等は、未然防止または軽微な段階での発見対応が重要との考えから、法定点検実施の徹底は元より、日々の点検により施設状況を適時把握し、予防保全的な視点での対応を実施します。

また、点検診断等で得た情報を台帳化し、公共施設等全体の保全計画の基礎とします。

(2) 維持管理・運営・修繕等の実施方針

維持管理については、点検診断等に基づいた計画的な修繕を基本とし、未然防止または軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進することにより緊急的な修繕工事等を抑制し維持管理費を縮減します。

所有する公共施設のうち施設利用者を特定の地域住民に限定した施設（地区会館、集会センター等）については、地域との合意形成により施設を譲渡し、地域等住民主体の維持管理を進めます。

施設運営については、PPP の導入を積極的に検討し、民間事業者等の資金や経営等技術能力の活用による運営経費等の縮減や質の高いサービスの提供を目指します。

施設等の修繕については、施設等の重要度、住民ニーズ及び点検・診断結果を踏まえ、中長期的な計画策定を進めます。

(3) 安全確保の実施方針

施設等の安全確保は、利用者の安全かつ安心な施設利用の前提条件であるため、点検・診断の結果、高度の危険性が認められた場合には、施設利用者の安全確保を最優先としてソフト・ハードの両面から各種対策を実施します。

特に外壁等の剥離落下や道路の大きな陥没等高い危険性が認められた場合、利用停止やバリケードの設置等安全対策を施したうえで早急に修繕等を実施します。

また、今後利用する見込みのない施設については、維持費の抑制及び老朽化等による周辺への危険が生じないようにバリケードの設置等安全対策を施し取壊し等の対策を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設の多くは、災害時に避難所や応急対策の活動拠点となるため、機能確保の観点から計画的に耐震化を実施します。

耐震化の実施においては、災害時の避難所指定施設や利用頻度の高い施設等住民ニーズを含め優先順位を検討します。

また、インフラ施設においては、ライフライン等住民生活に直接影響を及ぼす施設であることから計画的な実施の検討を進めます。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

(6) 長寿命化の実施方針

点検・診断等の実施方針に基づき得た結果を活用し、これまでの事後保全から未然防止または軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理の推進により施設の長寿命化を図ります。

また、今後大規模改修を必要とする施設については、長寿命化対策を改修工事に併せて実施する等ライフサイクルコストの縮減を検討します。

(7) 脱炭素化の推進方針

喜多方市地球温暖化対策実行計画に基づき、喜多方市カーボンニュートラル宣言に掲げた目標を達成するため、新たに施設整備を導入、または、更新する場合には、エネルギー効率の高い設備等を導入することで、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(8) 更新及び統合や廃止の推進方針

公共施設の更新及び新設については、現状と比較し同等規模以下・必要最小限の規模とし、他の施設との複合化についても検討することにより費用の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。

公共施設の統廃合については、施設の更新時に他目的の公共施設の空きスペースの有効活用や施設の複合化及び民間施設の活用を含め施設総量の管理及び更新費用の抑制等財政負担の軽減を検討します。

なお、施設の廃止等を検討する場合は、行政サービス水準や機能の維持向上に留意します。

また、設置目的を終えた利用見込みのない施設については、安易な他用途利用は行わず、地域のニーズや社会情勢等を踏まえ譲渡や取壊し等処分を検討し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の軽減及び施設総量の適正化に努めます。

市町村合併により旧市町村から引き継いだ施設について、機能が重複した施設が存在しているため、施設の必要性や配置等を見直し、機能重複の解消に努めます。

施設の利用状況や人口構成の変化に伴う住民ニーズ及び将来の土地利用計画等を踏まえ、各施設の必要性や配置状況、機能の代替性を見直し、総量の検討を適時行います。

また、広域連携による近隣市町村や民間施設の活用による住民サービスの提供についても検討を進めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の中長期的な改修や維持管理等の各種計画、施設等の統廃合及び取壊しの協議検討を行う体制を構築します。

公共施設マネジメントの意義や施設の適切な維持管理方法等について、全庁的な意識の共有を図るため、職員を対象とした研修会等を実施します。

公共施設等の適正な維持管理や更新等に係る経費については、全体の予算編成状況を踏まえる必要があるため、施設所管課と財政担当課との連携により確保に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第3章の公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき施設類型ごとに留意すべき事項を記載します。

《全施設類型共通管理方針》

1 適正な維持管理の推進

予防保全や計画的な維持管理による適正な施設管理の推進及び更新コストの縮減

2 民間活力導入の検討

民間事業者等の資金や技術能力の活用による質の高いサービス提供及び経費の削減の検討

3 総量の適正化

施設の集約化、複合化等による総量の適正化

《施設類型ごとの管理方針》

施設類型（用途分類）	今後の施設のあり方（方針）
1 集会施設	・地区公民館等大規模施設は、計画的な修繕等による施設機能を確保します。 ・耐震基準を満たしていない公民館等の大規模施設の安全を確保します。 ・貸館施設のうち利用の少ない施設については、集約化・廃止を検討します。 ・地区集会所等の施設利用者が限定した施設は、地域への譲与を推進します。
2 文化施設	・計画的な設備の更新、修繕等による施設機能を確保します。 ・旧耐震基準の施設は、他の施設との複合化・集約化による整備を検討します。
3 社会教育施設	・利便性やサービスの向上を目的とした他の施設との複合化・集約化を検討します。 ・利用見込みのない施設の廃止を検討します。 ・利活用の見直しによる施設機能重複を解消します。 ・効果的な施設管理、運営方法を検討します。
4 スポーツ施設	・共同利用、相互利用を含めた利活用の見直しによる施設機能重複を解消します。 ・計画的な修繕等により施設機能を確保します。 ・耐震基準を満たしていない施設の安全を確保します。 ・利用見込みのない施設については廃止を検討します。

施設類型（用途分類）	今後の施設のあり方（方針）
5 観光施設	・利活用の見直しによる施設機能重複を解消します。 ・民間活力の導入による施設の整備・運営を効率化します。 ・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
6 学校	・適正規模適正配置に合わせた学校施設の整備を検討します。 ・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
7 子育て施設	・計画的な修繕等により施設機能を確保します。 ・利用見込みのない施設については廃止を検討します。
8 福祉施設	・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
9 保健医療施設	・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
10 庁舎	・行政サービス・防災拠点施設としての機能を確保します。 ・市民の利便性と行政の効率性向上に向けた検討をします。
11 防災施設	・施設の適正配置を推進します。 ・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
12 市営住宅	・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・老朽化が著しい公営住宅については、改修、用途廃止を検討します。
13 その他施設	・未利用施設の貸付、譲渡等有効利用を検討します。 ・利用見込みのない施設や老朽化が著しい施設の取壊し等財産処分を検討します。
14 公園 （土地・建物・附属施設）	・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・安全確保のため、施設のほか樹木や草花等園内維持管理を推進します。 ・市民との協働による維持管理を推進します。
15 道路・橋りょう	・道路、橋りょう、舗装等点検基準に基づく定期的な点検及び診断を実施します。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・安全な道路交通を確保するためのパトロールを実施します。
16 上水道	・利用見込みのない施設の取壊しや財産処分の検討をします。 ・定期点検を行い適切な修繕等により施設機能を確保します。

施設類型（用途分類）	今後の施設のあり方（方針）
17 下水道	・ 予防保全型の施設管理を実施するための定期的な点検及び調査を実施します。 ・ 緊急度基準に基づき安全確保のための腐食のおそれの大きい管路等の改築を実施します。 ・ 健全度基準に基づき長寿命化のため標準耐用年数を経過した処理場等の改築を実施します。

※喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画（P17～P91 4.2 用途分類ごとの個別施設計画）

第5章 個別施設計画に基づく対策効果

(1) 対策効果を反映した経費の見込

公共施設等総合管理計画個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の方向性を踏まえた計画期間（2020年度（令和2年度）から2046年度（令和28年度）までの27年間）におけるコストを「平成31年度版建築物のライフサイクルコスト（第2版）（令和元年5月国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」及び「令和2年度新営予算単価（令和元年5月国土交通省）」により試算すると総額で約523億円、年平均にすると1年あたり19.4億円となります。

計画期間のコストの見通し

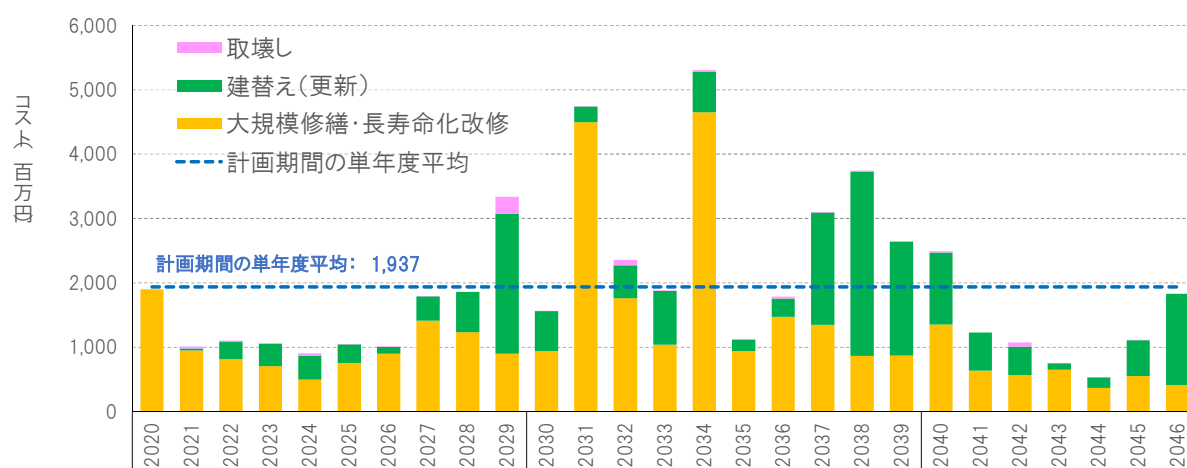
単位：百万円

実施事項	計画期間 計
大規模修繕・長寿命化改修	32,967
建替え(更新)	18,694
取壊し	640
合計	52,301
単年度平均	1,937

単価の出典 ①庁舎、学校等「平成31年版建築物のライフサイクルコスト(第2版)」
(令和元年5月 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

②小規模施設(倉庫、車庫等)「令和2年度新営予算単価」(令和元年5月国土交通省)

期別のコスト見通し



※喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画（P91 5.1 長寿命化コストの見通し）

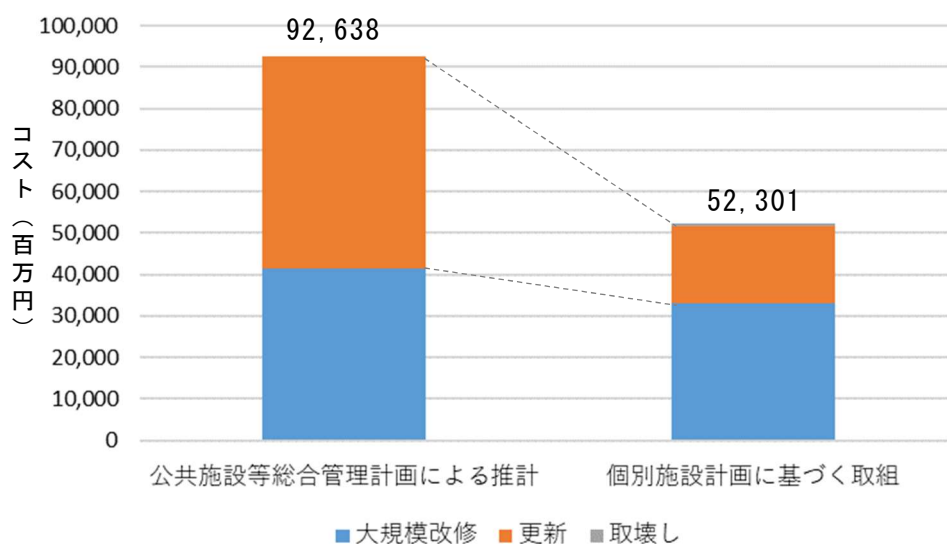
(2) 対策による効果額

個別施設計画に掲げる施設の方向性に基づいて譲渡や解体等により施設保有総量を削減し、今後も維持していく施設を予防保全による長寿命化を図った場合と、公共施設等更新費用資産ソフト（総務省公表）により試算した個別施設計画の計画期間 2020 年度（令和 2 年度）から 2046 年度（令和 28 年度）までの 27 年間に於いて約 44% 約 403 億円のコスト削減に繋がると推測されます。

個別施設計画に基づく取組実施による効果

	総合管理計画 更新費用推計 ①(百万円)	計画に基づく 取組 ② (百万円)	コスト削減効果 ①-② (百万円)	削減割合 (①-②)/① (%)
大規模修繕(改修)	41,428	32,967	8,461	20%
長寿命化改修				
建替え(更新)	51,210	18,694	32,516	63%
取壊し		640	-640	-
合計	92,638	52,301	40,337	44%

個別施設計画に基づく取組実施による効果



第6章 フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理し進めます。

1 進行管理

本計画で定めた基本方針や目標値等については、実績評価や分析を行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進行管理を行います。

2 計画の見直し

本計画は、原則10年ごとに目標値を含め全体的な見直しを行います。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、財政状況等計画と大きな隔たりが生じた場合等、必要に応じ見直しを行います。

3 情報の公開

本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、広報紙やホームページを活用し積極的に市民への情報の発信に努めます。

